(ｲ)　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療機器センターにおいて交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床工学技士養成所又は公益財団法人医療機器センターにおいて、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の(1)から(3)までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の(4)に該当する者が提出する書類

(ｱ)　卒業証明書又は卒業見込証明書

(ｲ)　４の(4)に規定する科目を修めたことを証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ　４の(5)に該当する者が提出する書類　臨床工学技士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人医療機器センターに当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の(6)に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

カ　４の(6)に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者が提出する書類

(ｱ)　修業証明書又は卒業証明書

(ｲ)　昭和63年４月１日現在の在学証明書

なお、４の(1)から(3)までに該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の(4)に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、卒業証明書を、４の(4)に該当する者であって、当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、当該科目を修めたことを証する書類を、平成30年３月15日（木曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

(2)　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成29年12月14日（木曜日）から平成30年１月５日（金曜日）までに公益財団法人医療機器センターに提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成29年12月29日（金曜日）から平成30年１月３日（水曜日）まで）を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成30年１月５日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3)　受験手数料

ア　受験手数料は、30,800円とし、受験手数料の額を公益財団法人医療機器センターが指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4)　受験票の交付　受験票は、平成30年２月22日（木曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成30年３月28日（水曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地及び受験番号を掲示し、公益財団法人医療機器センターのホームページにおいてもその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成29年12月４日（月曜日）までに公益財団法人医療機器センターに申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人医療機器センター　東京都文京区本郷３丁目42番６号　ＮＫＤビル７階　郵便番号113―0033　電話番号03（3813）8531　ＦＡＸ番号03（3813）7327

義肢装具士国家試験の施行

義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第11条の規定により、第31回義肢装具士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人テクノエイド協会が行う。

平成29年９月１日

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験期日　平成30年２月23日（金曜日）

2　試験地　東京都

3　試験科目　臨床医学大要（臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。）、義肢装具工学（図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学）、義肢装具材料学（義肢装具材料力学を含む。）、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学

4　受験資格

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、３年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

(2)　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所（以下「大学等」という。）において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、２年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第100号）

ア　心理学、倫理学、社会学、人間発達学及び社会福祉学のうち１科目

イ　数学、物理学、生物学及び数理統計学のうち２科目

ウ　外国語

エ　保健体育

(3)　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第１項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者のうち規則第14条に規定する者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、１年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）